

5 受験手続等

| | |
|----------|---|
| 申込書の請求 | 県庁行政棟本館及び新館1階受付、県内各地域振興局総務部総務課、県内各警察署、熊本県立図書館、熊本県東京事務所、銀座熊本館、熊本県大坂事務所及び熊本県福岡事務所で配布していただきます。最寄りの配布機関で入手してください。 |
| 郵便で請求する場 | 封筒の表に「大卒請求」と朱書きし、あて先を明記し140円切手をはった返信用封筒(角型2号:A4判が入るくらい)の大きさ [34cm×24cm程度] を同封して、次の請求先に請求してください。 |
| 請求先 | 熊本県人事委員会事務局総務課任用係 〒862-8570 熊本市水前寺6丁目18番1号 電話 096-383-1111 (内線6834) |
| 申込先 | 熊本県人事委員会事務局総務課任用係 |
| 申込書 | 申込書(申込書記入要領により必要事項を記入のうえ、所定の箇所に50円切手と写真をはってください。)を上記の申込先に郵送又は持参してください。 |
| 申込方法 | 郵送する場合は、必ず配達記録郵便にし、封筒の表に「大卒申込」と朱書きしてください。 |
| 受付期間 | 平成14年5月7日(火)～5月24日(金) 受付時間 8:30～17:00 |
| 持参 | 土曜日及び日曜日は、受け付けできませんのでご了承ください。 |
| 郵送 | 平成14年5月24日までの消印のあるものに限り受け付けます。 |
| 受験票の交付 | 受付期間終了後、郵送しますが、6月13日までに届かないときは、至急、人事委員会事務局総務課任用係まで問い合わせてください。 |

6 合格から採用まで

- (1) 第2次試験の合格者は、試験職種に応じて採用候補者名簿に登載されます。各任命権者(知事、教育委員会、警察本部長)は、この採用候補者名簿に登載されている方の中から面接等を実施し、最終的な採用者を決定します。
- この採用候補者名簿の有効期間は、登載の日から平成15年12月31日までです。
- なお、この採用候補者名簿は、主として平成15年4月の採用に対応するものですが、既卒者については、「農学」及び「畜産」については、農業改良助長法で定める改良普及員の資格を採用時までに取得していないと、任命権者において採用されないことがあります。
- (3) 「保健師」については保健師の資格を、「獣医師」については獣医師の資格を、「薬剤師」については薬剤師の資格を、それぞれ採用時までに取得していないと、任命権者において採用されません。(平成15年春季の国家試験で資格取得見込みの方は、合格後の採用となります。)
- (4) 「心理判定員」については、採用時までに大学を卒業していないと、任命権者において採用されません。
- (5) 初任給は、新規卒卒者の場合、月額174,400円(保健師、獣医師及び薬剤師を除く。)です。保健師の場合、月額200,900円、獣医師の場合、月額201,100円、薬剤師の場合、月額180,400円です。また、条例等の定めにより、月毎の扶養手当、通勤手当、住居手当等が支給され、更に、期未手当等が支給されます。(平成14年4月1日現在)

7 試験結果の開示について

この採用試験の結果については、熊本県個人情報保護条例第22条第1項の規定に基づき、口頭で開示を請求することができます。受験者本人が受験票、台否通知書又は本人であることを証明する書類(運転免許証、学生証、旅券等)を持参のうえ、午前8時30分から午後5時までの間に直接開示場所へおいでください。ただし、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律により休日とされる日は受け付けできません。なお、電話、はがき等による請求では開示できませんのでご注意ください。

| 試験 | 開示請求できる人 | 開示内容 | 開示期間 | 開示場所 |
|-------|-----------|------------|--------------|------------------------|
| 第1次試験 | 第1次試験不合格者 | 総合順位及び総合得点 | 合格発表の日から1か月間 | 人事委員会事務局総務課(県庁行政棟本館3階) |
| 第2次試験 | 第2次試験受験者 | 総合得点 | 1か月間 | |

熊本県人事委員会公告第 2 号

平成 14年度熊本県警察官採用試験（警察官 A、警察官 B（臨時試験））及び警察官採用共同試験（警察官 A）を次のとおり実施する。

平成 14年 4月 19日

熊本県人事委員会委員長 中 島 伸 之

○ この試験は、熊本県警察官を採用するためのものです。
 ＊ このうち警察官 A「男性」の警察官採用試験については、熊本会場でのみ共同試験を行います。
 ＜共同試験については、熊本県、千葉県、警視庁、愛知県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県及び福岡県が、第 1 次試験を共同で実施するもので、受験申込書の志望欄に、この 9 都府県のうちから 3 つを志望して記入することによって、3 都府県を同時に受験したものと取り扱いますので、それぞれの志望都府県名を志望欄に記入してください。
 なお、熊本県は第 1 志望のみ有効です。第 2 志望、第 3 志望に熊本県を記入されても、それは無効となりません。
 共同試験は、警察官 A「男性」を熊本会場で受験される方のみが対象です。熊本会場以外の会場で受験される方は、第 2、第 3 志望欄には記入できませんのでご注意ください。

1 職務内容及び採用予定人員

(1) 職務内容
 個人の生命、身体及び財産の保護、犯罪の予防及び捜査、被疑者の逮捕、交通の取締り、その他公安の安全と秩序の維持にあたります。
 また、武進指導については、上記に加え、将来、柔道又は剣道の訓練に係る指導にあたります。

(2) 採用予定人員

| 職 種 | 区 分 | 採 用 予 定 人 員 | | | | | | | | |
|------------|------|----------------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|
| | | 熊本県 | 千葉県 | 警視庁 | 愛知県 | 滋賀県 | 京都府 | 大阪府 | 兵庫県 | 福岡県 |
| 警察官 A | 男 性 | 26人程度 (8 都府県計) | | | | | | | | |
| | 女 性 | 100人程度 | | | | | | | | |
| 警察官 B (臨時) | 武進指導 | 6人程度 | | | | | | | | |
| | 男 性 | 2人程度 | | | | | | | | |
| | 女 性 | 18人程度 | | | | | | | | |
| | | 2人程度 | | | | | | | | |

※ 採用予定人員は、今後、変更になることがあります。

2 受験資格

| 職 種 | 区 分 | 都 府 県 名 | 年 齢 等 | 学 歴 | そ の 他 |
|--------------|--------------------------|-------------------------------|-------------------------------|--|----------------------------|
| 警 察 官 A | 男 性 | 熊本県 | 昭和45年4月2日から昭和56年4月1日までに生まれた男性 | 学校教育法による大学（短期大学を除く。）を卒業、又は平成15年3月までに卒業見込みの方 | 柔道又は剣道の3段以上の段位を取得している方 (注) |
| | | 滋賀県 | 昭和47年4月2日から昭和56年4月1日までに生まれた男性 | 人事委員会が上記に該当する方と同等以上であると認める方（詳細は人事委員会事務局にお問い合わせください。） | |
| | 大阪府 | 昭和47年4月2日から昭和60年4月1日までに生まれた男性 | | | |
| | 千葉県 愛知県 兵庫県 福岡県 | 昭和47年4月2日以降に生まれた男性 | | | |
| 女 性 | 警視庁 | 昭和47年7月15日以降に生まれた男性 | | | |
| | 京都府 | 昭和48年4月2日以降に生まれた男性 | | | |
| 武進指導 | 男 性 | 昭和45年4月2日から昭和56年4月1日までに生まれた女性 | | | 平成14年10月1日採用に応じられる方 |
| | 女 性 | 昭和45年4月2日から昭和56年4月1日までに生まれた方 | | | |
| 警 察 官 B (臨時) | 男 性 | 熊本県 | 昭和49年4月2日から昭和59年4月1日までに生まれた男性 | 警察官 A の学歴要件以外の方ただし、学校教育法による高等学校に在学中の方又はこれと同等であると人事委員会が認める方は受験できません。（詳細は人事委員会事務局にお問い合わせください。） | |
| | | 滋賀県 | 昭和49年4月2日から昭和59年4月1日までに生まれた男性 | | |
| 女 性 | 男 性 | 熊本県 | 昭和49年4月2日から昭和59年4月1日までに生まれた女性 | | |
| | 女 性 | 滋賀県 | 昭和49年4月2日から昭和59年4月1日までに生まれた女性 | | |

(注) 段位については、柔道は講道館から、剣道は全日本剣道連盟から授けられたものに限り、

ただし、次のいずれかに該当する方は、受験できません。
 ・ 日本国籍を有しない者
 ・ 成年被後見人又は被保佐人（禁禁治産者を含む。）
 ・ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終るまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
 ・ 志望しようとする当該都府県職員（警察官を含む。）として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
 ・ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者